

# 「I love 大阪湾」短尺シリーズ動画の企画・制作 及び動画を活用した広報戦略立案業務仕様書

## 1. 委託業務名

「I love 大阪湾」短尺シリーズ動画の企画・制作及び動画を活用した広報戦略立案業務

## 2. 目的及び業務概要

海洋プラスチックごみ問題をはじめとする大阪湾が抱える環境面の課題を解決するためには、あらゆる府民の皆さんに、日頃から環境に配慮した行動に取り組んでいただくことが必要。

大阪湾の環境保全に向けて府民一人ひとりの行動変容を促進するため、大阪湾の多面的な魅力を伝えることにより大阪湾への愛着を高め、課題解決に向けたアクションを促す短尺シリーズ動画を企画・制作するとともに、SNSでの発信等、動画を活用した広報戦略を立案する。

## 3. 契約期間

契約締結の日から令和4年3月24日（木曜日）まで

## 4. 委託上限額

5,000,000円（税込）

※本事業を実施するすべての経費を含む。

## 5. 事業内容及び提案を求める事項

本事業で実施する業務は、次の(1)から(3)とする。なお、業務の実施にあたっては、大阪府（以下「発注者」という。）と十分に協議・調整をすること。

### (1) 海洋プラスチックごみ問題の解決に向けた行動変容を促す短尺シリーズ動画の企画・制作

- ① 動画の主なターゲットは、ファミリー層とすること。また、そのうち環境問題への無関心層に重点を置くこと。
- ② 動画は、小学3年生から4年生程度の子どもが理解できるような内容とすること。
- ③ 動画は、SNSや「YouTube 大阪府公式チャンネル」での発信並びに民間施設のモニターやサイネージでの放映等を想定し、合計5本から10本程度の短尺シリーズ動画とする。
- ④ 動画は、大阪湾の多面的な魅力を伝えることにより大阪湾への愛着を高め、大阪湾における海洋プラスチックごみ問題の課題解決に向けた府民一人ひとりのアクションを促すものとし、シリーズ動画全体として、次に示す情報が伝わるようにすること  
(シリーズ動画全体で伝える情報)
  - ア 大阪湾の多様な魅力（原則として府に面した海域とする。本仕様書文末に例を記載。）
  - イ 海洋プラスチックごみ問題の現状・対策  
(他府県側の大阪湾や河川についても含めてもよい。本仕様書文末に対策の例を記載。)
  - ウ 海洋プラスチックごみ問題の解決に向けて日頃から実践できるアクション
- ⑤ 動画の作成にあたっては、発注者と協議を行い、内容や時間を決定し、シナリオ・ナレーションを作成した上で、映像制作を行うこと。
- ⑥ 大阪湾の魅力を伝えるため、大阪湾での撮影を実施すること。撮影に当たっては、ドローンによる空撮、水中ドローンや潜水撮影による水中撮影などを実施すること。
- ⑦ 受注者及び他者が保有する資料映像や静止画を用いても良い。他者が保有するものを使用する場合は、「(3) ②著作権及び使用料について」の項目に従うこと。発注者が保有する写真等が必要

な場合は具体的な用途等を示して申し出ること。

- ⑧ 一部あるいは全ての動画において、語り手を起用すること。
- ⑨ 海洋プラスチックごみ問題を広く伝えるためのPR動画であることから、映像制作に当たっては、映像や音声だけでなく字幕等の文字情報（日本語版・英語版）により内容が理解できる構成とすること。字幕等の文字情報については、映像との調和を考え、デザインについて工夫すること。  
なお、英語版については、ネイティブチェックを行うこと。
- ⑩ 動画の内容や表現については、海洋プラスチックごみ問題や環境政策等について専門的な知見を有する者から助言を求め、その結果を反映すること。
- ⑪ 撮影した大阪湾の映像・静止画は、将来的に啓発素材等として使うことができるよう、最終成果物に使用しなかったものも含めてアーカイブとして整理し、成果物とあわせて提出すること。

## （２）（１）で制作した動画を活用した広報戦略の立案

（１）に示すターゲット層においても、例えば普段の行動パターンや嗜好、余暇の過ごし方等が多様であり、適した広報戦略もそれに応じて異なると考えられる。

については、ターゲット層について複数のセグメントに分け、それぞれについて、広く動画が視聴されるような広報戦略を立案すること。

なお、セグメントの分け方についても合わせて、立案すること。

立案にあたっては、以下の例を参考に、様々な要素について検討し、含めること。

- ・発信する媒体（SNS、サイネージ、ポスター等）
- ・発信する場所（ショッピングモール、スタジアム、レジャー施設、駅、イベント等）
- ・発信方法
- ・発信にあたっての連携・協力先
- ・拡散手段
- ・発信する時間帯
- ・想定される効果（どれだけの府民に届くか）等

## （３）啓発効果の検証及びその結果の反映

- ① 動画の企画・制作及び広報戦略の立案にあたっては、あらかじめ、検証用の動画を発信することにより、啓発効果を検証し、その検証結果を反映させること。
- ② 検証用動画の発信方法等については、受注者の提案に基づき、受注者と発注者が協議の上決定することとする。

(提案を求める内容)

(1) 動画の企画・制作について

- ・動画の内容（全体構成デザイン、シナリオ、ナレーション、映像素材の入手先、「大阪湾の現状」の撮影方法（ドローン、水中ドローン、潜水等）、語り手、BGM や音響効果 等）を提案すること。

※ 提案にあたっての留意事項

- ・動画は、大阪湾の多面的な魅力を伝えることにより大阪湾への愛着を高め、大阪湾における海洋プラスチックごみ問題の課題解決に向けた府民一人ひとりのアクションを促すものとする。
- ・動画は、自然にアクションに繋がるように工夫するとともに、一連のストーリーを持たせる等、一体感のあるものとなるよう工夫すること。
- ・動画の主なターゲットは、ファミリー層とすること。特に、環境問題への無関心層の興味を引き、最後まで見てもらえるよう、内容や時間、構成等を工夫すること。
- ・動画は、小学3年生から4年生程度の子どもが理解できるように、ビジュアル等を工夫すること。
- ・動画の語り手については、メッセージが伝わりやすいよう、ターゲット層が親しみを持てる人物や海洋プラスチック問題に関する活動の実践者等、人選を工夫すること。

(2) 動画の広報戦略の立案について

- ・ターゲット層について複数のセグメントに分け、それぞれについて、広く動画が視聴されるような広報戦略を立案すること。  
(発信する媒体・場所、発信方法、発信にあたっての連携・協力先、拡散手段、発信する時間帯、想定される効果 等)

※ 提案にあたっての留意事項

- ・環境問題への無関心層に対する啓発に当たって効果的な方法とすること。
  - ・複数の発信方法を組み合わせるなど、府内のファミリー層（約140万世帯）をはじめ、出来るだけ多くの府民に届けられるよう検討・整理すること。
  - ・発信については、発注者が利用できる媒体（twitter、YouTube 等）や、施設、企業等の協力によって推進する等、発注者による追加的な支出を要しないものを基本とすること。
- ・検証用動画の広報戦略及び検証方法を提案すること。

(3) 過去の実績について

- ・類似の映像制作を行った実績（過去3年）があれば記載すること。  
(映像の広報に係るリーフレット等があれば添付すること)

(4) 費用について

- ・本事業に要する費用について、内訳を含め記載すること。

#### (4) 業務進行予定及び体制等の策定

- ① 計画を立てて進行管理を行うこと。詳細については、事前に発注者と協議すること。
- ② スケジュールの進捗状況を、発注者が随時確認可能な業務体制とし、窓口となる担当者を定めること。
- ③ 完成までに発注者による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。定期的に（1か月に1回以上）、本業務の実施状況について記載した書面及び試作映像を提出し、発注者に報告するほか、動画の作成過程の節目（シナリオ完成時、ナレーション原稿完成時等）においても、発注者にその内容について、報告すること。

##### (提案を求める内容)

- ・事業全体のスケジュール及び業務ごとのスケジュールについて、表形式で提案すること。
- ・動画制作の体制・配置人員を提案すること。
- ・事業全体を総括する責任者について、既に決定している場合は明記（所属、役職、業務実績等）すること。また、未定の場合についても、想定している人材の専門分野等に関して提案すること。

##### ※提案にあたっての留意事項

- ・契約期間内に計画的かつ効率的に進行できるような計画・体制とすること。

#### (5) 事業全体に係る留意点

- ① 物品等の購入について  
業務に伴う物品購入や印刷物等は、大阪府グリーン調達方針  
(<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenchotatsu.html>)に適合するものであること。
- ② 著作権及び使用料等について
  - ・本事業における企画、映像等一切の著作権料及び使用料等についてはすべて委託金額内に含むものとする。
  - ・本事業における成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む。）については、発注者に帰属するものとする。また、本事業終了後においても発注者がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとするとともに、著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。
  - ・本事業による成果物については、使用料、その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。
  - ・成果物については、発注者及び発注者から許諾を得た第三者の自由な使用を認める。
  - ・成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
  - ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。
- ③ 施設の利用料等について
  - ・施設等での撮影にあたっては施設等管理者との協議の上、利用料等が発生する場合は、委託金額内に含むものとする。
- ④ 学識者等への謝金の支払い等について
  - ・動画の作成にあたり、助言を求めた学識者への謝金の支払い等を行うこと。

・助言を求める学識者の選定にあたっては、発注者と事前に協議を行うこと。

⑤ 個人情報の保護について

・本事業で制作する動画は公表を前提とするため、個人情報の保護その他法令順守に十分配慮して制作すること。

## 6. 納品

### (1) 納品物

① 啓発効果検証前

・ 検証用動画  
・ 広報戦略立案及び検証方法提案書

② 啓発効果検証後

・ 検証結果報告書

③ 映像完成時

・ 実績報告書（事業の詳細な実施状況が確認できるものとする。）  
・ 動画の制作に用いた映像等の著作権に係る契約書類  
・ 完成動画 一式  
・ 広報戦略立案書  
・ 本事業の実施にあたって撮影した大阪湾の映像・静止画のうち、最終成果物に使用しなかったものも含めアーカイブとして整理したもの

### (2) 納品形式

① 文書形式のものは、印刷物（納品：1部）及び電子データにて納品すること。

映像や静止画形式のものは、電子データにて納品すること。

電子データはDVD-Rに格納の上、各メディアの盤面及びケースには、格納データに関する内容を表記すること。（納品：1枚）

② 文書形式の電子データはMicrosoft社のWord形式、映像はMP4形式、静止画についてはPNG形式とすること。

③ ホームページをはじめ各種媒体で本電子データを利用する可能性があるため、必要に応じ発注者が指定する上記以外のデータ形式への変換を依頼する場合がある。

### (3) 納品場所

大阪府（送付先の住所、内訳等は契約時に調整）

## 7. 再委託

再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から本業務の一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、下表に基づき、発注者と協議し、承認を得ること。

### 1 再委託の承認

(1) 次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について、再委託を承認することとする。

ア 業務の主要な部分を再委託すること。

- イ 契約金額の相当部分を再委託すること。
- ウ 競争入札における他の入札参加者に再委託すること。
- エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

## 2 承認する場合に付する条件

- (1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託する期間、再委託に要する費用、委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。
- (2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。なお、委託内容・指導内容を具体的に明記した委託契約書、完了報告書等を整備するとともに、発注者の求めに応じて提出しなければならない。
- (3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。
- (4) 受注者は、再委託先に対して、本委託業務の主旨及び大阪府の委託事業であることを説明し、本委託事業の関係書類等を本事業終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存するとともに、発注者からの求めに応じて、受注者が実施する調査への協力について承諾させることとする。なお、再委託先の承諾が得られない場合は再委託をしてはならない。
- (5) 再委託先の選定については、経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定（一般の競争等）しなければならない。なお、経済性の観点によらず内容の優劣により選定する等、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を発注者に提出し協議しなければならない。
- (6) 受注者は、委任した事務、事業が終了したかどうかを完了報告書により確認しなければならない。なお、完了報告書には、検収日を記載し、検収担当者が押印するものとする。
- (7) 再委託先への支払いは受注者の名義で行うとともに、銀行振込受領書等により支払の事実（支払の相手方、支払日、支払額等）を明確にしなければならない。

## 8. 委託事業の運営

受託者は、会計に関する諸記録を整備し、事業年度終了後5年間保存すること。

## 9. その他

- (1) 事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- (2) 発注者から受託者に対し、必要に応じて、事業内容等について随時報告を求めることがあるので、速やかに対応すること。
- (3) 本委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、発注者と受託者で協議の上、業務を遂行する。
- (4) 企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。

## (参考1) 大阪湾の多様な魅力の例

大阪湾の多様な魅力について、以下の(1)～(6)の例を参考に、幅広く伝わるようにすること。(全体として、一部の分野に偏らないように留意すること。)

### (1) 漁業

- ・多様な種類の魚介類がとれる豊かな海

参考：大阪府漁連が推奨する魚介類（プライドフィッシュ）

春：大阪のマアナゴ／大阪のイワシシラス／魚庭のイカナゴ

夏：大阪のスズキ／大阪のマイワシ／魚庭のマダコ

秋：大阪のマルアジ／岸和田祭りのわたりがに（ガザミ）／魚庭のサワラ

冬：大阪のマダイ／茅渚の海のクロダイ／魚庭のアカシタ（イヌノシタ）

- ・せんなんロングパークにおける岡田浦漁協によるマルシェ
- ・阪南市の西鳥取漁協における牡蠣の養殖

### (2) 自然

- ・岬町にわずかに残る自然海浜（小島地区、長松地区）
- ・埋立地に人工干潟と緑地で環境を構成整備し、渡り鳥をはじめ多くの野鳥が生息する南港野鳥園
- ・淀川や男里川の干潟

### (3) 沿岸の水中

- ・関西国際空港護岸の藻場
- ・二色の浜や阪南市箱作のアマモ場
- ・せんなん里海公園のさとうみ磯浜
- ・舞洲の人工磯浜

### (4) 観光・レジャー

- ・大阪港エリアの多様な観光施設  
(USJ、天保山ハーバービレッジ、南港ATC、舞洲スポーツ施設等)
- ・人工海岸での海水浴や潮干狩り（二色浜、サザンビーチ、マーブルビーチ等）
- ・魚釣り公園（とっとパーク小島（岬町）、南港魚釣り園（大阪市）、魚釣りテラス（堺市））
- ・マリンスポーツ（大阪北港マリーナ）

### (5) 歴史・文化

- ・堺旧港にある日本最古の木造洋式灯台「旧堺燈台」（国指定史跡）
- ・大阪市内の河川河口部8か所で今も運行されている渡船
- ・神社仏閣（住吉大社等）や古い建物（築港赤レンガ倉庫等）

### (6) 景観

- ・ダイヤモンドポイントからの夕暮れ時の眺望
- ・大阪港に架かる様々な橋梁、水門等の施設
- ・関西国際空港とその周辺（りんくうタウン）等
- ・コンビナート等の夜景

## (参考2) 海洋プラスチックごみ問題の対策の例

大阪府・民間企業の取り組み

- ・大阪市とともに「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」を行い府内市町村等に賛同呼びかけ。
- ・『マイボトルユーザーにやさしい街おおさか』をめざして、2020年3月に「おおさかマイボトルパ

ートナーズ」を立ち上げ。

- ・全国に先駆けて独自に海域におけるマイクロプラスチック調査を実施する等、実態把握に努めている。

#### 【参考資料】

他者が保有するものを使用する場合は、「(3)②著作権及び使用料について」の項目に従うこと。  
発注者が保有する写真等が必要な場合は具体的な用途等を示して申し出ること。

- ・大阪湾環境データベース（国土交通省近畿地方整備局）  
<http://kouwan.pa.kkr.mlit.go.jp/kankyo-db/>
- ・大阪府ホームページ「海ごみ対策」  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/osaka-wan/umigomi.html>
- ・大阪の魚と漁業を10倍楽しむ本（大阪府環境農林水産部水産課・大阪府漁港漁場協会）  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/suisan/pamphlet/index.html>
- ・「ぐるっと大阪湾フォトコンテスト 大阪湾のチャームポイントをさがせっ！」  
入賞作品（大阪湾環境保全協議会）  
<https://www.osaka-wan.jp/202/prizewinningphoto>
- ・おおさかプラスチックごみゼロ宣言  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/kaiyoplastic/index.html>
- ・おおさかマイボトルパートナーズ  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/room/mybottle.html>